

< 論 説 >

E. R. A. セリグマンは財政社会学者か？

五 嶋 陽 子

目 次

はじめに

1. コロンビア大学のセリグマン門下
 2. アン・マムフォードの評価
 3. セリグマンの「財政学の社会理論」
 4. 社会科学としての財政学
- 結びに代えて

はじめに

2001年9月11日に起きた同時多発テロ後、アメリカでは租税負担配分に関する原則が大きく揺らいだ。アメリカの連邦個人所得税の累進性は1980年代のレーガン税制改革で税率区分の削減と最高税率の引き下げがなされ所得税制を通じる所得分配への連邦政府の干渉は弱まるものの、1990年代のクリントン政権で最高税率が引き上げられ高所得者の所得税負担は再び重くなった。そもそも1913年に連邦個人所得税が経常税として導入される際、その税負担構造は累進性を備えたものとして税の支払いに関し応能原則への転換があった。同時多発テロは、国防サービスの便益は中高所得者のみに限定されるわけではなく、所得の多寡を問わず、国民すべての生命が保護されることを意味し、その限りにおいてすべての国民が国防サービスの対価を支払うべきであるという応益原則に基づく租税負担のあり方を再び問うたのである。これを契機として応益原則から応能原則への租税負担配分の移行に論理的根拠を呈したセリグマン (Edwin Robert Anderson Seligman) が歴史学のアプローチを採る新しい財政社会学の領域で改めて見直されている¹。確かに財政社会学の潮流はゴルトシャイト (Rudolf Goldscheid), シュンペーター (Joseph Alois Schumpeter), オコナー (James R. O'Connor), ベル (Daniel Bell), カツェンシュタイン (Peter J. Katzenstein), ホブソン (J. M. Hobson), キャンベル (J. L. Campbell), ホジソン (G. M. Hodgson) などを中心に整理精査されつつあるが², 新しい財政社会学は財政社会学や財政学との差異ないし偏差が必ずしも明解ではない³。そうした状況にあって、新しい財政社会学の主唱者の一人と目されるマムフォード (Ann Mumford) はセリグマンを財政社会学者

として位置づけようと試みている。

そこで本稿はセリグマンの「財政学の社会理論」を中心に考察することを通じて彼に対する財政社会学者としての評価について検討する。第1節ではセリグマンが奉職したコロンビア大学で築いた財政学の継承者を確認し、第2節ではセリグマンを財政社会学者と見做すマムフォードの評価とその根拠を概観する。第3節ではセリグマンの「財政学の社会理論」において個人の欲求とそれを充足する活動と集団との関係について具に考察する。第4節ではセリグマンが集団理論を通して財政学の拡充を意図していたことを理解するとともにマムフォードの根拠の妥当性を吟味する。最後にマムフォードの評価を通じてセリグマンの業績を再確認する。

1. コロンビア大学のセリグマン門下

セリグマンはアメリカ、ニューヨーク市のモーニングサイトにあるコロンビア大学で財政学の流れを築いたことで知られている。包括的所得概念の功労者の一人であるヘイグ (Robert Murray Haig) は直弟子であり、ヘイグの弟子にシャウプ使節団の団長を務めたシャウプ (Carl Sumner Shoup) が、またシャウプの弟子にノーベル経済学賞に輝いたヴィックリー (William Spencer Vickrey) がいる。セリグマンはコロンビア大学で教鞭を取る傍ら、議会の下院歳入委員会 (House Committee on Ways and Means) の公聴会などへの要請を受けることがあり、そのような場合の基礎調査にはヘイグも協力を惜しまなかった⁴。

支出税論者のフィッシャー (Irving Fisher) が自分の理論の正しさを示すために、セリグマンに、後にヘイグに論文を送付しコメントを求めたことがある。フィッシャーの論文には数理的手法が用いられたため、若きヴィックリーが数式モデルの検証を行い、誤りがないことを確認し、それを踏まえた上でセリグマンに代わってヘイグとシャウプが批判を加えた⁵。後にフィッシャーはイエール大学でセリグマン、ヘイグ、シャウプ、ヴィックリーの4人との昼食会を設定しようとしたが、実現には至らなかった⁶。

ヴィックリー自身、フィッシャーに接近したことがあるが、フィッシャーから支出税 (spending tax) に対する理解が不十分であるとして酷評されることもあった⁷。いずれにせよ、セリグマンは直接的な繋がりのある直弟子を通して孫弟子や曾孫弟子とも学問的に繋がりをもった。その意味でセリグマン、ヘイグ、シャウプ、ヴィックリーと継承されるコロンビア大学独特の財政学は人的繋がりを基盤にして形成された⁸。

歴史家の中には所得課税に関する貢献という観点からセリグマン、ヘイグ、シャウプまでをコロンビア大学の一つの時代として見ることがある⁹。その中にヴィックリーが含まれないのは、ヴィックリーがオークション、電力料金の最適化、情報の非対称性下のインセンティブなど経済理論の拡張を成し遂げてノーベル経済学賞を受賞したということから、財政学者というよりも公共経済学者として評価されたことが理由であろう。しかし、ヴィックリーが戦後日本の恒久的な税制の構築のために来日したシャウプ使節団の一員であり、シャウプ勧告の執筆に関わったこと

を踏まえると、コロンビア大学のセリグマンの財政学の伝統、特に所得課税と累進課税に関わる学問的継承はシャウプまでではなく、ヴィックリーまで続いたと解釈するべきである¹⁰。『累進課税論 (Agenda for Progressive Taxation)』はヴィックリーの博士請求論文である。これに対しヒックス (Ursula Hicks) から批判が寄せられるが、ヘイグの後押しもあり、シャウプはヒックスが誤解のうえに批判しているとして反批判した¹¹。これは租税論ならびに租税分析がセリグマンからヴィックリーまで連綿と続く研究課題の核心であったことの証左である。

2. アン・マムフォードの評価

さてセリグマンの研究に対してこれまでさまざまな評価がなされているが、近年、マムフォードがセリグマンは「驚嘆すべき財政社会学者である」と評している。同氏の主張はセリグマンが財政社会学の潮流からこれまで外されてきたが、財政社会学者であることに間違いなく、またセリグマンの研究からみて財政社会学の領域での地位を認めるべきであるというものである。

その理由はいくつかあり、第一にセリグマンは予算分析を行っている、第二に経済的公正と国家の起源を関係づけている、第三にセリグマンによる「軽視されたイギリスの経済学者たち」の当初の分析の核心は財政社会学者のプロジェクトそのものとしてセリグマンを再発見するものであり、それ自体が財政社会学の範疇に入る。第四に財政の比較分析を行っている、第五に「財政学の社会理論 (social theory of fiscal science)」で集合性 (collectivity)、互惠性 (reciprocity)、共同体 (community) の重要性を強調し、財政社会学の文脈に位置づけられる。第六として「財政学の社会理論」を通じて外国所得に対する課税に接近していることを根拠とする。

セリグマンの貢献を知る研究者にとって、マムフォードの評価とその根拠は理解しにくい部分を多々包摂すると見られる。たとえば、西野 (1983) は古典派の演繹的方法と歴史学派の歴史的比較的方法がセリグマンの中で結合しているとみる¹²。後の研究者が先達の研究をどのように解釈し評価するかはその時代に生きる研究者の学問的見識とそれを踏襲する自由に委ねられているといえるであろう。それなればこそ、論理的根拠の明示とそれに関する精緻な論考の積み重ねが不可欠となる。そのような手続きを経ずに至った結論は誤解を招く危険性があるばかりではなく、従前の評価を歪めて損なう可能性もある。それゆえ、セリグマンに対するこれまでの評価を踏まえて新しい切り口が妥当なものかどうか、疑問が生じる箇所について考察したい。

(1) 予算分析

まずマムフォードの評価を支える根拠と評価に至る手続きに関して検討する。セリグマンを財政社会学者と判断する第一の理由はセリグマンが予算分析を行っているところにある。同氏はケイ (V. O. Key) に依拠しながら、セリグマンが予算分析を行わないということが恰も広く共有され通説となっているかのように記述し、実際の研究を対照的に引き立たせることを企図した。すなわち、セリグマンが予算分析を行わないことを理由に財政社会学者でないと位置づけること

に対して問題提起をする¹³。セリグマンの研究のなかに予算分析があることがこの問題提起の基底にある。そして予算分析があるにも拘わらず、財政社会学の潮流から彼を除外できるのか、除外すべきではないと主張するのである。因みにケイ (1940) ではセリグマンの研究が取り上げられているわけではない。政府の経済活動の経済学的分析の特徴が言及されている。

議論を戻すと、マムフォードによれば、第四の理由とも関わるが、比較財政分析の手法と国際的観点をを用いて国家予算を考察することは実証的であると同時に政府、予算、税法、行政組織を対象とする財政社会学の研究に他ならないとする¹⁴。同氏が取り上げるように、セリグマンはイギリスの1909年人民予算を戦時財政と見做し、歳出と歳入の関係ならびに税收構造から再分配的予算の概要を明らかにした¹⁵。差別課税と累進課税の両方が混在し、新たに未開発地税、土地増価税、土地転用税、鉱山権税が導入されたが、徴税費用が税收を凌ぎ、貴族院は地租に抵抗した。結果的に海軍支出と抱き合わせることで、予算上、社会階級間の均衡を保った。大英帝国における第一次世界大戦の戦費調達には税收よりも借金で賄われ、また税收の半分は間接税から上げられた¹⁶。戦時財政の最終年度においては税收の4分の3が資産に対する直接税から上げられた¹⁷。財政学者であれば、このように予算分析を行うことは稀有なことではない。「予算分析を行っているのだから財政社会学者である」というよりもむしろ「予算分析を行っているのだから財政学者である」と考える方が自然である。

仮にセリグマンの予算分析が財政学の領域に収まらず、超越した部分がある、あるいは財政学の観点からは意味をなさないとしても、それが財政社会学の方法論に基づくものとして理解することが可能であるとすれば、財政学と財政社会学との間の学問上の方法論の違いについて論じる必要がある。予算分析を行ったか否かではなく、何を明らかにするために、どのような予算分析を行ったかを解明する過程で学問領域の境界線が引かれるのではないだろうか。

マムフォードはそもそも財政社会学とはどのような学問なのかについて論じていない。財政社会学と新しい財政社会学との違いについても十分に論じた形跡は見られない。新しい財政社会学については「Mehrotraらによって作り出され、シュンペーターの研究を継承し、とりわけ租税研究によって近現代社会の基礎的動態、たとえばモダニズムを捉えることができるという仮説に立つとみられる」という推測を含む簡単な説明があるのみである¹⁸。

同氏は半ば唐突に財政社会学とセリグマンとの接点に論点を置く。財政社会学の対象を政府予算、それを支える租税法と行政機構を分析する隣接領域—国家を分析する際に最も重要な参照箇所となる—であると確定し、それに基づいてセリグマンが財政社会学から除外されてきたのは、政府の形成における予算の役割 (role of budget) に研究が及ばなかったことが原因であると見た。では問題となる予算の役割とは一体どのような内容のものか。戦時財政、あるいは租税を分析する場合、当然のことながら政府支出と政府収入を予算という法定政府勘定という枠組みを少なくとも前提にする。

マムフォードは「セリグマンが財政社会学から除外されてきた」というが、「除外された」と

いう捉え方は実は正しくない。正確にはセリグマンの財政分析が財政社会学と同類にならないように、セリグマン自身が財政社会学と一線を画する方法論の構築とその方法論を発展させるためのテーマ設定を自らに課していた。なぜならば後に見るように、セリグマンは当時の財政社会学者は間違っており、彼らの結論は真実ではないとみたからである¹⁹。したがって財政社会学者が彼を除外したというよりも、セリグマンの方で財政社会学と距離を置いたというのが事実である。

(2) 軽視されたイギリスの経済学者に関する研究

第二と第五の理由はどちらもセリグマンの「財政学の社会理論」と関わるので、次節で国家の起源について言及する箇所を詳察し、経済的公正との関係性についての解釈と捉えるべきか見ることとする。またマンフォードが指摘するように集合性、相互性、共同体についても欲求との脈絡においてセリグマンが整理しているか、次節で改めて考察することにする。

したがってここでは第三の理由について見ておこう。マンフォードは軽視されたイギリスの経済学者たちは経済学の主流ではないゆえに注目されず忘れられたが、いずれの研究もその広がりにおいて新しい財政社会学と轍を同じくし、したがって彼らは新しい財政社会学者であると主張する。そして彼らの研究を新たに発見し価値を見出したセリグマンも新しい財政社会学者と評価することができるかと断定する。同氏は軽視されたイギリスの経済学者たちの分析が部分的にせよ、諸点において古典派経済者のアダム・スミスの理論に対する批判的動機を供し、それゆえに新しい財政社会学の領域に含まれるという²⁰。だとすると、新しい財政社会学とは経済学の主流と対峙する学問として考えてよいのか。逆言すれば、経済学の主流と対立する分析はすべて新しい財政社会学の範疇に含まれるのであろうか。新しい財政社会学はマンフォードによってますます曖昧になってしまうようである。

セリグマンの租税転嫁論を例にとるとすれば、数理学派の経済学者が演繹的方法、すなわち理論モデルの構築によってリカードゥ理論の精緻化を試みたのに対して、彼の分析はリカードゥ理論の拡張といえる。前者の帰結は租税転嫁の肯定であったが、セリグマンは「現実経済の摩擦的要因を考慮に入れた分析を行い、転嫁が生ずる場合も生じない場合もある」という結論を得た²¹。セリグマンの租税転嫁論がリカードゥ理論の拡張に繋がったのはセリグマンが歴史的・帰納的方法を導入したからである。しかし、それをもって新しい財政社会学にセリグマンの分析を含めることはできない。なぜならばセリグマンの貢献は転嫁と帰着の一般原理に接近しようと試み、部分均衡的転嫁分析の手法を確立したところにある。彼の分析手法は経済理論や財政理論を主軸にし、その軸足を一寸足りとも動かしていないのである。この点は無視されることがあってはならないのである。

(3) 財政の比較分析

続いて第四の理由であるセリグマンが財政の比較分析を行っている点についてであるが、財政の比較分析がなぜ財政学の分野を離れて財政社会学に取り込まれるのか、その根拠がやはりよくわからない。セリグマンが財政の比較分析を行った背景には時代性がある。彼の活躍した時代のアメリカの国際政治・世界経済の状況は少なくとも第一次世界大戦まではパクス・ブリタニカであり、セリグマンがアメリカ連邦財政を大英帝国の財政と比較するのは産業革命の後発国アメリカとして先発国を標榜し、財政現象として普遍性が見出されるとすれば、それを参考として自国の問題解決の緒を探ろうとしたからである。

フランスやイタリアといった他国が容易に税収を確保できないときでさえ、大英帝国がWWI中における税収増大に成功したのはなぜか。経済と税との関連、税源の所在、税種の選定、課税ベースの規模と捕捉、徴税制度などにどのような違いがあるのかなど、財政のパフォーマンスの決定要因を明確にし、なぜそれらが決定要因になるのかを分析することにセリグマンは関心を持っていた。一国の財政の総体を明らかにするうえで、他国の財政と比較することは、その国の固有な状況とその背景を探求しつつ、共通点があるとすればどのような側面にあるのかについても知見を得ることを可能にする。共通点を抽出することが唯一の目的であったのではなく、共通点を認識する作業過程において発見する個性を重視した。個性と普遍性の双方がセリグマンにとって財政研究を深めるうえで布石となった。

またセリグマンは所得税が経常税かつ連邦税として導入されることの背景とその影響を分析していた。当然ながら、イギリスの人民予算の所得税における差別課税と累進課税がどのように融合的に制度設計されるのかについて関心をもっていた。それは財政研究の域を出たことにはならない。

(4) 外国所得への課税

第六の理由として掲げられた、セリグマンは「財政学の社会理論」を通じて外国所得に対する課税に接近しているという点についてであるが²²、セリグマンの「財政学の社会理論」は財政現象を研究する視座を相対化する意味で極めて重要な内容を含む。セリグマンの「財政学の社会理論」を理解すれば、租税論で意味する「外国所得に対する課税 (taxation of foreign income)」に接近しているという議論にはならないはずである。

マムフォードは暗黙裡に国内所得に対する課税に接近しているだけであれば、その試みは財政社会学ではないが、外国所得に対する課税を研究する限りにおいてその研究は新しい財政社会学に位置づけられるべきであるという論理展開を是としている。しかし議論の起点にまず掲げられるべき「外国所得」および「外国所得に対する課税」に関する定義が明示的になされていない。属人原則と属地原則のいずれに則って確定する外国所得なのか。「外国所得に対する課税」の課税権と徴税権を付与された主体はどちらか。自国の政府が課税する主体であるとすれば、外国所

得に対する課税は自国の所得税制に照準を合わせる。これに対して、外国政府が課税する主体であるとする、自国から見た外国所得は外国政府にとっての自国所得となり、外国における外国の所得税制と向き合うことになる。「外国所得」という言葉は経済学、財政学、租税論では特異な意味や背景、また想定される理論の枠組みを特定化する。後者が論外であることはいうまでもなく、前者の自国民が海外で稼得した所得への課税や外国人が自国で稼得した所得への課税をセリグマンが「財政学の社会理論」のテーマとして取り上げているかという、結論だけ先取りすれば、その答えは否なのである。

セリグマンは第一次世界大戦の参戦国は戦勝国あるいは敗戦国を問わず、終戦時に莫大な借金を抱え、世界の富全体のかなりの部分が元利償還に向けられることになるかと予想した²³。そして1930年代の大恐慌は、各国のアメリカに対するWWI時の債務の返済を滞納させた。アメリカが戦時中に大英帝国に対して行った借款の返済は、実はアメリカが大英帝国への借款の財源を確保するために発行したリバーティ債の償還と直結していた。外国の債務返済の滞納は自国の財政運営に影響を及ぼすことが危惧された。その意味でアメリカ連邦政府の均衡財政主義はイギリスやイタリアからの借款返済に制約された。セリグマンはこのような状況下で均衡財政主義を貫くことの困難はもとより、均衡財政主義の意義を疑問視し、コロンビア大学同僚の有志の署名を得て経済危機に関する声明を出した。声明文の内容はまず手をつけるべきことは借金返済ではなく、各国の経済復興が優先されるべきであり、借款の帳消しあるいは金額を縮減するべきであるというものであった²⁴。

マムフォードはセリグマンが借款問題に関して、第1期ローズヴェルト政権のブレインの一人であるモーリー (Raymond Moley) に影響を与えたと言及するが、それを確認する原資料や参考文献は示されていない。また同じコロンビア大学の教授であったモーリーの署名はセリグマンが原稿を執筆し同僚であるコロンビア大学の教授が署名した前述の声明文には載っていない。さらに債務国イギリスが借款を返済できるか否かはイギリスの中央政府が所得課税を適切に行うか否かにのみ依存しない。イギリスには所得以外にも租税客体が存在した。

3. セリグマンの「財政学の社会理論」

それでは「財政学の社会理論」の骨子を捉え、セリグマンの議論を詳細に追いながら、セリグマンが何を明らかにしようとしたのかについて考察を加えよう。

(1) 欲求・活動・集団

セリグマンは、「財政学 (public finance) は①国家を分析する ②国家を形成する個人を分析する ③国家それ自体が経済活動を行うとすれば個人はそれにどのような意味で参加するのか、つまり国家と個人との関係を分析することを研究課題とする」と考える²⁵。セリグマンの本質的な研究課題は学問としての財政学にある。国家を分析するとしても、国家は国民なきところに存

在しない。国民を見ずに国家を見るとすれば、国家の表層を捉えるに留まり、実態としての国家を分析するには至らないであろう。とすれば、国民を分析することによって国家を捉えることができるのか。国民を国家から分離した個人として見ることは不可能である。セリグマンは国家と個人の関係に着目する。

「財政学の社会理論」では社会学の観点から財政学に接近する、もしくは社会学の本質を財政学に応用することが試みられるが、セリグマンはゴルトシャイトの財政社会学と混同しないように敢えて注意を喚起する。なぜならば、ゴルトシャイトの財政社会学は戦費調達のために租税が賦課される戦時財政を取り上げるものの平時の財政を分析しない。無産国家という概念が出てくるが、無産国家という概念装置は中世的で現代社会における民主主義的政治的営みを明らかにしないからである。セリグマンの追究はさらに厳しく、財政社会学は新しくもなく〈新しい学派と認識できない(筆者の解釈)〉、真実を捉えるものでもないと批判する²⁶。

セリグマンにとって「財政学の社会理論」の中では特殊な状況における財政ではなく、どのような状況を背景にするにせよ、財政現象を国家と個人の関係から読み解くことを主たるテーマとしたことを理解しておかなければならない。それゆえ彼はゴルトシャイトよりも普遍性のある説明、すなわち理論的枠組みを求めていた。財源の有無によって、あるいは財源調達の違いによって国家を分類することが最終的目標ではなかった。セリグマンは無産国家の概念よりも国家の搾取を研究する方がまだ意味があると見做した。確かに無産国家という概念は租税の存在理由を説明するうえで有効であるかもしれないが、租税の根拠は無産国家を背景にする必要がないかもしれない。租税という形態が出現することで民主主義的政治が作動するとすれば、それはどのような政治的機構を必要とし、租税と政治参加とはどのような関係によって繋がるのか、租税の出現が必ずしも民主主義的政治を作動させないとすれば、なぜ作動させないのか。こうした問いにも答えられるような汎用性のある理論を求めた。

従前より財政現象は主として経済学の理論を下敷きにして分析されてきた。政治行動が財政に投影される領域については政治学の知識も求められた。しかしそれでも十分に解明できない課題に答えるには国家と個人関係を明らかにしてみるしかない。財政学の課題の③の研究を深めることで①と②についても別な議論が可能となるはずである。そこでセリグマンは「欲求(wants)」という人間の存在を確かにし行動の方向性を定かにする感情に着目したのである。彼の方法論は欲求、活動(activities)、集団(groups)の連動性に配慮しつつ、経済社会の発展を意識し、集団の具体例を重ね、それぞれの概念を精緻化し、概念間の繋がりを整理し、全体図を完成させるというものである。

個人が自給自足で満足する段階では他者の助けを借りずに、またそれほど懸命な努力をせずとも自由財の消費から満足感を得ることができる。しかし自由財に対する経済財の比率が実質的に上昇すると、単独の活動は徐々に矮小化し、複数の人間による行動(plural action)が求められる。懸命な努力によって、複数の欲求(plural wants)の充足を確かなものにしなければならない

いからである。初期の集団の成長に伴い、複数の欲求は社会的欲求（social wants）に、複数の人々による行動は社会的行動（social action）に変化し、社会が誕生する²⁷。

そこでは集団が充足する欲求には二種類あるとされる。互惠的欲求（reciprocal wants）と共同欲求（common wants）である。前者は少なくとも二人の個人が相補的活動によって充足される欲求である。両者の欲求は一致していないため、分かち合ったり共有したりすることはできない²⁸。相手は自分の欲求を充足し、自分は相手の欲求を充足する。このように互惠的欲求は交換を必要とする。これに対して後者は二人からなる集団を前提にすると、二人の欲求が一致している。一致した欲求の充足のために二人は協力するのである（下表を参照）。

個人はなぜ集団を作るのか、あるいは集団はどのように作られるのかについてセリグマンは直接的に論じていない。したがってセリグマンの言説から派生的解釈を試みるしかない。個人と集団との大きな違いは、個人は個別欲求の充足を可能とするが、互惠的欲求と共同欲求は充足できない。それらの充足には他者を必要とする。対照的に集団は個人では充足不可能な互惠的欲求や共同欲求と向き合い、それらを充足することができる。したがって、少なくとも互惠的欲求のあるところでは個人が各自の欲求充足のために交換を必要とし相補的活動によって繋がりができる。しかし相補的活動がなされるからといって、そこに集団が形成されるとは限らない。仮に集団が形成されるとすれば、相補的活動は集団内部のみならず集団外部においても、したがって同一集団に属する構成員間、ある集団に属する個人と属さない個人間において、いずれの集団にも属さない個人間においてと同様に可能であると考えべきである。互惠的欲求を相補的活動によって充足するプロセスの中で形成された集団がより安定した集団となるには、共同欲求が存在し、共同的活動が必要とされる場合である。

表 欲求の関係

他者の助けの有無	欲求の数	自分の欲求と他人の欲求との関係	充足の実現	充足の手段	行 動
援助なし	単数	無関係	個別	個人的	・ 隔離されている ・ 独立している ・ 社会化されている、または修正されている
援助あり	複数	異なっている	互惠的	交換	相補的
		一致	共同または相互的	協力または協同	共同する、または協調する

(出所) E. R. A. Seligman (1926)

(2) 集団と個人の関係、集団維持の財源、集団と構成員の関係

それでは集団と個人とはどのような関係にあるのだろうか。セリグマンによれば、集団は複数の個人によって形成されるが、各人は集団の一員として存在するようになると、もはや集団が形成される前の各人とは異なる個人となるとされる。個人の産物として集団が存在するのではな

く、集団の産物として個人が存在する。個人ありきの集団ではなく、集団ありきの個人となる。つまり、セリグマンの考えでは集団は複数の個人から形成されるが、個人は集団によって再び創造される。なぜならば集団の構成員の自利心は、集団に参加したことで帰属意識が芽生え、集団や他の構成員のことを視野に入れて考えるという非自利心によって修正されるからである。帰属意識は倫理的義務の概念を生み、特権の保有を個人に自覚させる。セリグマンは「集団の形成は個人を社会化し倫理的にする」と述べる²⁹。個人は個別の諸欲求が共同欲求に変質する過程で、構成員となった別の個人に新たに創造される。つまり個別欲求が共同欲求に変質すると、個人の満足は他者の満足を通じて、また他者の欲求充足と一致する方法が採られるときに充たされる³⁰。とはいえ、集団に帰属した後も個人が個別的欲求 (separate wants) を有することを完全に否定するわけではない。

次に個人および集団の経済的側面について捉えてみよう³¹。個人は集団に属する便益と費用を勘案し、消費者余剰を求めて集団の構成員になる。集団が共同欲求の充足しか行わない場合、そして共同欲求の充足からもたらされる便益が計測不可能な場合、構成員の均等拠出のみでは集団を維持できないとセリグマンは考える。さらに集団が個別欲求の充足を行わない場合、構成員の拠出を差別化する根拠を失う。したがって集団を維持するためにはすべての構成員が負担する均等拠出のほかに、富裕な構成員が自発的に納める追加的会費に依存しなければならない。自発的かつ追加的会費は、ある意味で支払い能力を加味した負担となる。支払い能力という基準は新たな平等、相対的あるいは比例的平等の実現を可能にする。ここでセリグマンは自発的かつ追加的会費に応じるのは支払能力の高い構成員であることを暗黙裡に前提としている。特権に対する評価が個人間で異なることを想定していない。支払能力が低い構成員であったとしても、犠牲的精神の強い人は特権を高く評価し、すなわち特権からの便益が高いため、生活費を削減し追加的会費を自発的に納めるであろう。

セリグマンは通常の会費はどのような場合であれ、便益 (benefits) や利得 (advantages) に応じて調整されるであろうが、個人に対する特別便益や便益の計測可能性を前提にしても、いわゆる応益原則は共同負担を負うための義務基準にはならないとする。応益原則に基づく負担で上げられる収入規模が集団の維持に必要な資金規模を下回ってしまうような事態を回避できないからである。セリグマンは共同欲求を充足するために集団を必要とするが、どの程度の共同欲求を充足するかはブラックボックスであるとする。集団が提供する便益に応じた会費を構成員から徴収できないことを見越してのことであろう。構成員の間に所得格差がある場合、応益原則を貫くとすれば、会費を払えない構成員が出てくるのは必至である。会費の未納は当初意図した共同欲求の充足を阻む結果となる。共同欲求の充足の程度を下げるか、追加的会費の自発的納入によって財源を確保するか、いずれかの変更が必要となる。しかし共同欲求の充足の程度を下げることにより、構成員間で当該欲求を共有することは困難となるかもしれない。また追加的会費は自発的に支払う限りにおいて、財源不足を十分に補填できるとは限らない。集団の財源は共同欲求の

充足すべき水準とともに集団の存続に影響を及ぼす。

最後に集団と構成員との関係と、集団の活動についてみてみよう。構成員は他の構成員および集団との二重関係にある。つまり、通常の集団関係に加えて、例外的な特殊関係あるいは互恵の関係が築かれる³²。集団は構成員の相互関係の調整によって成り立つという別な側面を有する。

また集団は互恵的欲求を充足するために外部世界と関わる。集団が互恵的欲求を双方で有する外部の個人あるいは外部集団と相補的關係を築き、相手の欲求を充足し自らの欲求を充足してもらう。その際に集団は単体として活動することからその活動を準単体集団活動 (quasi-single group activities) と呼ぶ。集団内部の活動は構成員の個別の欲求を充足するためであり、準個別の集団活動 (quasi-separate group activities) と呼ぶ。いずれの場合も集団は自然人に準じる個人 (as a single person) として活動することから、準単体集団活動と準個別集団活動の両活動は擬似自然人活動 (quasi-personal activities) と呼ばれ、基本的な共同活動と対比される。

セリグマンの当初の問題意識を反映して、政府の活動ならびに個人と国家の財政関係を分析する場合には、こうして見てきた欲求・活動・集団の理論を応用するうえで必要なこととして、共同欲求を充足する集団と、共同活動と擬似自然人活動の両方に携わる集団との違い、すなわち集団に関する多様な階層について意識しなければならないとされる³³。

(3) 公共集団と欲求

それでは集団の多様性はどのような事例で確認できるのかということ、一夫一婦制の下で夫婦は一組の男女からなる集団であり、他の集団においては複数の個人と繋がる。コーラスグループ、ゴルフクラブやさまざまな社交クラブ、また職人組合や労働組合も集団である。そしてすべての集団と対照的であるのが国 (state) という機構である。国は国民国家 (national)、州政府 (sub-national, 郡町村)、連合 (supra-national) といったさまざまな形態をとる。集団は私的集団 (private group) とさまざまな政治体制 (political organization) に代表される公共集団 (public group) に分類される。政治体制が存在しないところでは公共集団も存在しない。通常、公共集団が上位に、私的集団が下位に位置づけられるが、セリグマンが指摘するように歴史的には公共集団が教会という私的宗教集団に飲み込まれることもあった。

公共集団の役割は公共欲求 (public wants) を充足することである。私的集団が充足するとされる私的共同欲求 (private common wants) が公共集団の協同的取り組みを経て充足される場合、その私的共同欲求は公共共同欲求 (public common wants)、明確には公共欲求となる³⁴。したがって共同欲求の公私に関する区分は、その共同欲求がいずれの集団を通じて充足されるか、すなわち媒体に拠って決まる。主たる公共欲求は生命・財産・自由の保護と公正の追求である。こうした欲求の充足は財・サービスの形をとるため財源の手当を必要とする。財政学で取り上げる公共財は、セリグマンの「財政学の社会理論」において個人の公共欲求—生命・財産・自由の保護、公正、共同福祉—の充足をもたらすものと捉える。これによって、欲求と欲求を充足する

際に取りられる形態との対応関係が明らかとなる。

因みに従来から、政治機構によって充足される欲求は集合的欲求 (collective wants) と呼ばれ、集合的欲求が個人的欲求 (individual wants) の対立概念であると考えられてきた。しかしセリグマンは集合的欲求の対立概念は個人的欲求ではないと反論する。セリグマンは個人的欲求を個別的欲求 (separate wants) と捉え直して理解する。すべての共同欲求は個々人の集まりである集合体あるいは団体によって充足されることから集合的欲求である。それゆえ集合的欲求は公共欲求と同一視できない。正しくは、集合的欲求は公共欲求と私的共同欲求から構成される。また集合的欲求は集団を構成する個々人が経験する欲求である。個人が経験する欲求という意味では個人的欲求も集合的欲求も同じであるので、両者を対立概念に見立てることは誤りとなる。セリグマンは個人の個別欲求 (separate wants) と個人の共同欲求 (common wants) こそが正しい対立概念であり、前掲表で示されるとおり、欲求充足の実現の違いから個人の欲求を個別欲求、互惠的欲求、共同欲求、すなわち集合的欲求に分類した³⁵。

(4) 公共集団の特徴

次に私的集団とわれわれが国 (国家) と呼ぶ公共集団との違いは何かというと、セリグマンは両者の差異は充足する共同欲求の相対的重要度にあるとする。公共集団は個人の共同欲求の中でも最も基礎的な共同欲求、すなわち生命、財産、自由の保護を充足する。生命の保護は王室あるいは部族の起源を示すのに対して、国家の起源はまさに所有権の発達に伴う財産の保護にあると見做す。財産の保護は生命の保護の後に、経済社会の発展を契機に共同欲求の一つに加えられる。セリグマンは「共同欲求の進化は国家機能の転換に繋がる」と考えた³⁶。公共集団の対立軸に位置する私的集団は、それ以外の相対的に重要度の低い共同欲求を充足する。

公共集団の本質的な特徴は原理主義 (fundamentalism)、普遍主義 (universalism)、および強制性 (compulsion) にある。私的集団は共同体 (community) の全構成員と妥協するわけではないので、結果的に当該私的集団に属さないことを選好する個人がいることを問題にしない。一方、公共集団はどうかというと、当該共同体のすべての構成員を含み、網羅的であり、部分的なところはない³⁷。

個人は自由に私的集団に加わったり離脱したりする。したがって構成員になることは自発性を意味する。もっとも程度によっては私的集団のなかにも強制性がある。これに対して公共集団は強制性を特徴とする。とはいえ、ここでも一様に断定できないのではないかという議論がある。たとえば国籍を例に取れば、赤ん坊はある国で生まれたにすぎず、その国の国民になることを強制されるわけではない。国籍は強制されないという見方である。これに対してセリグマンは依然として強制性はあると見る。なぜならば、ある国に産み落とされた赤ん坊は国籍の取得に関して何ら自発性を有しないからである。いずれの国籍を取得するかを選択については強要されないが、いずれの国にせよ、国籍の取得そのものに関して取得しないという選択肢はないからであ

る。その意味でセリグマンは国家との繋がりは自動的であり非自発的であると考え。移民の場合も同様である。国籍を変えることはできるが、無国籍は許されない。これに対して、私的集団の場合にはどこかの集団に参加しなければならないという事態は生じない。さらに強制性に関わる公共集団と私的集団の違いは集団に参加する場面よりも、むしろ集団に留まる場面でより明確になる。私的集団は構成員としての立場を解消しうが、公共集団はいずれの公共集団にも属さないという意味の完全な解消はできない³⁸。したがって公共集団に特徴づけられる強制性とは、強制的行動、強制的帰属、帰属先の非解消（indissolubility）を意味する。セリグマンは、強制性は普遍主義の結果であり、普遍主義は原理主義の産物であると考え³⁹。

また公共集団の特徴は前述の相対的な違いに加えて、程度の違いから互恵性の欠如、便益の不可分性、便益の計測不可能性の3つが挙げられる。まず互恵性の欠如、あるいは非互恵性（non-reciprocity）であるが、私的集団内に比べ、公共集団内では互恵性が制限される。確かに個人は構成員となっている集団と互恵的関係（give-and-take relationship）をもつことは可能である。しかしこの場合、個人は集団の外部者として交換を通じて相補的活動をする。その結果、個人は構成員として義務を負う集団に対して外部者として権利を有することになる。義務と権利が対立した場合、衝突を免れない。セリグマンは義務と権利が対立しない場合を想定しない。義務がなければ、権利と対立することもないであろうが、集団に対する義務は交換によって縮減されるわけではない。すなわち構成員としての義務は構成員であるかぎり、完全に果たさなければならない。とすれば、集団と構成員との間の衝突を回避するには互恵的関係を築かないことである。公共集団の共同欲求として生命、財産、自由の保護を基盤とする限り、構成員と公共集団との衝突は①共同欲求の充足の妨害あるいは放棄に繋がる、②公共集団の特徴である原理主義、普遍性、強制性を揺るがす、さらに③互恵的関係にある構成員に多大なる犠牲を強いる。集団との摩擦をなくすために権利を行使しない、あるいは放棄する場合もある。交換によって構成員の欲求は充足されず、公共集団の欲求のみが充足される場合がそれに相当する。2つ目の程度の違いは個人に生じる諸便益の個別化不可能性、すなわち便益の不可分性である。公共活動のほとんどは分離・分割が不可能であり、便益の不可分性は非互恵性と相関関係にあり、原理主義の産物である。そして最後にもう一つの違いとしてその公共集団から享受する便益の計測不可能性が挙げられる⁴⁰。

ここまでのセリグマンの社会理論を小括すると、生命・財産・自由の保護や公正という共同欲求が公共集団を媒介として充足される限りにおいて、いかなる個人も基礎的必要（fundamental need）を共通項としてその充足を普遍化するべく網羅的に公共集団に取り込まれる。当該公共集団に属しない個人は別な公共集団に属する。帰属先の完全解消は有り得ない。公共集団に属する結果として得られる便益は私的集団に属することで享受できる便益以上に便益を分離したり分割したり個別化できないことに加え、便益を数量化することができない。公共集団の充足する公共欲求の性質から鑑みて、集団と構成員との間に互恵的関係が築かれにくい状況にあるといえる

が、個別欲求に関し相補的活動が可能な場合においても、互恵性は低位に留めることが集団と当該構成員との間の衝突を減らすことに繋がる。

(5) 公共集団における準公共的要素と準公共的収入

公共支出と公共収入は財政問題であるが、財政支出を検討する際、支出を伴うのに相応しい活動とはどのような活動か、それに関連する適切な財政原理とは何かが問題となる。セリグマンは公共支出の改善は、制御原則や私的集団ができないこと、私的集団がしないこと、あるいは私的集団はすべきでないことを政府がすべきであるというような制約原理ないし限定原理とは異なる原理で成し遂げられるとみる⁴¹。公共集団が公共欲求を充足する際に適正な財源が手当されるべきであって、財源の規模に見合うように公共欲求の充足の程度を制約するべきでないと考えらるからであろう。

さて公共収入のあり方を議論するうえで、専門用語の変更を考慮する必要がある。セリグマンは政治体制が公共欲求を充足できるようにする公共収入もしくは財源を取り扱う際に、公共活動と私的活動の区分が不適切であったことから国家の「準私的収入 (quasi-private revenues)」という用語を誤って使ってきたと分析する。公費と私費を対比させるには公共集団の支出と個人あるいは私的集団の支出を比較することとなるが、公共収入と私的収入の対照性に関し、準収入のレベルにおいて乱れがあるというのである。国家収入はすべて国レベルの公共集団の収入、すなわち広義の公共収入を指す。「準私的収入」という場合、国家が特別な分類に区分する活動から得られる特別収入を意味する。

ところが「準私的収入」という用語を使うことが原因で、公共収入の範疇に私的集団の収入の一部が恰も包摂されるような勘違いが生じ混乱を招いていた。私的集団の収入としての私的収入と準私的収入という対比であればまだしも、公共収入に対して準私的収入を対比させると、一体どのような公共収入に準じる収入を指すのかというように、収入を分類するための基本概念が錯綜する。したがって集団の公共活動と準公共活動 (quasi-public activities) の分類で公共集団の活動を把握し、準私的活動という用語は使わずに、「準私的収入」に代えて「準公共収入 (quasi-public revenues)」を用いる必要があるとされる。

それでは準公共収入はどのような活動から上げられる収入であろうか、再び議論をそこに戻してみよう。国家あるいは公共集団が単体として活動をし、その結果、その活動に対応して収入が上げられるとする。この収入をここで価格と呼ぶことにする。国家がすべての事業を経営し生産物を国民に分与し、国民ではない個人には価格と引き換えに売るとする。価格は売手にとって (特別) 費用であるとともに買い手にとって (特別) 便益となる。互恵的欲求が交換を通じて充足される場合と同じである。生産者余剰は利潤を、消費者余剰は支払価格で消されなかった便益あるいは満足を意味する⁴²。この価格が準公共収入である。経済学では価格というと、ある財・サービス 1 単位に対する金額、つまり市場価格を表し、その財の販売数量に 1 単位あたりの価格

を乗じて売上高，すなわち生産者の収入金額を算定する。セリグマンの発想は政府が供給する1セットの個別公共欲求の充足に価格が付され，その1セットに対し買い手が支払う価格相当分に供給量を乗じた金額が売手である政府の収入，すなわち個別便益に対する準公共収入と捉える。

「準」が付いているので集団として原理主義的な特徴を示す活動を行わず，主目標と密接な関係をもたない下位の目標を追求する活動を意味する。準公共収入の「公」について考えてみると，通常，企業は利潤を生むことを目的としてお金のために経営する。しかし国家は利潤増大の欲求をもたないかもしれないし，赤字を出しても事業を続ける決定をすることもある。ここで価格は特別便益と引き換えに支払うので，本来は応益原則が踏襲されるが，便益の帰属先を特定化でき，便益の数値化も可能であるので，逆に応益原則から少し離れて個人の支払能力を多少加味した価格水準に修正することができるとセリグマンは推察する。

民間企業ではすべての価格が固定されている状況にあって，総費用に対する間接経費に対応させて，料金(charges)を改定する。料金とはモノを利用・使用したり手数料を掛けたりしたことに対して支払う金銭を意味する。民間企業は差別的価格や対総費用間接経費に見合う料金を設定し事業経営の発展と利潤増大をめざす。これに対して国営企業の料金設定の場合，期待利潤に関係性をもたせず，応能原則を導入して料金を設定できるのではないか。したがって，ここでの料金も準公共収入として取り扱われる。

セリグマンの中では公共活動に対応する公共収入は応益原則に基づき国民が支払い，準公共活動に対する準公共収入には完全にではないにせよ応能原則を導入するという二層方式の支払構造，すなわち公共集団の重層的収入構造が設計されているとみてよいであろう。そこでの根拠は前述したように，公共活動が充足する欲求と準公共活動が充足する欲求の違いにある。後者の欲求充足による便益が可分性と計測可能性を担保されているからである。基本となる応益原則に対して応能原則の導入可能性を検討したことは新しい試みである。

(6) 対価の支払い形態と余剰

次に対価の支払いとしての形態の違いについて生産者余剰と消費者余剰の観点を加えて見てみよう。セリグマンによれば，個人が国家と個別的財政関係をもつとすれば，特別料金，特別査定料，特別手数料を支払う。価格は国営企業の生産物に対して使われ，手数料(fees)は政府による反復的許認可(通常コストはゼロである)やサービスの供給に用いられる。生産者である政府としては，コストがそれほど生じない場合でも発生コストについては回収を望む。サービスに対する手数料がコストと一致するところの数量で，もしくはコストが手数料を上回るところの数量で供給されると，政府の純利潤はゼロ，もしくはマイナスとなる。一般的にサービスに対する対価としての手数料は，生産者余剰がほとんどなく，消費者余剰のみになるとセリグマンは見る⁴³。

料金は生産費用に限定されるとは限らず，生産費用を上回るかもしれない。料金と生産費用と

の乖離が大きくなるにつれて消費者余剰は縮減する。国家がサービスの無料提供もしくはコスト原則で事業を継続すると生産者余剰はゼロまたは僅少となる。その結果、料金を設定し利潤を確実にするために国営企業は独占体制をとるであろう。

手数料は便益あるいは消費者余剰との引き換えであるが、簡単に負担 (burden) に変化する⁴⁴。つまり、手数料の水準が便益を上回るところに設定される、あるいは手数料に代えて租税が賦課されるようになると見るからである。

上述の説明はさておき、実際のところ、手数料は特別便益にはあまり用いられず、むしろ共同便益の対価としての支払い形態である。そこでセリグマンの提案が示される。手数料の水準を引き下げ、共同体のあまり豊かでない構成員でも支払いが苦にならない範囲にしてはどうかというのである。低所得の国民は消費者余剰が増え歓迎するであろう。他方、準公共活動の特別便益を幾分だけ制限し応能原則の適用領域を若干広げてはどうであろうか。準公共収入は富者の支払いのウェイトを高めることになる。このようにセリグマンは応益よりもむしろ応能原則を踏襲した公共収入の確保を望み、公共活動に必要な財源の負担構造を高所得者の負担で低所得者の負担をカバーする設計を考えていた。

すでにセリグマンの社会理論が示すとおり、公共集団の場合、たとえ公的個別欲求の充足に対する消費者余剰が縮減しても公共集団から完全に離脱することができない。ある公共集団から離脱しても別な公共集団に属さなければならない。公共集団の帰属先を変更しても、公共集団に特有の応益原則に基づく対価の支払いを基底とするかぎり、公的個別欲求の充足の程度にも依存するが、低所得者の負担は軽減されにくい。問題となる公的個別欲求に依拠する特別便益の支払いにおいて低所得者の消費者余剰の縮減を回避するためには、準公共活動の特別便益の範囲を制約し、応能原則を導入することである。共同便益に手数料が用いられるケースが多々あるとすれば、それによってもたらされる消費者余剰は富者ほど多く享受することになる。共同便益の追加的1単位に対して富者ほど払っても良いと考える金額が多いからである。この点を踏まえるとセリグマンの手数料を引き下げるといふ提案は準公共活動の特別便益に対する能力に応ずる支払いと総合して、富者の総便益と総支払い負担の釣り合いを考えるのであれば妥当といえよう。

(7) 手数料, 料金, 租税

続いてセリグマンは準公共収入との対比において租税からなる公共収入に焦点を移し、直接税、間接税、人税、物税の各租税分類に対していずれの租税負担原則を基準とするのかという観点から、間接税は応益原則あるいは応能原則のいずれに即するかを判定するのは困難であるとみる。間接税は取引を行う人あるいは商品を所有する人に対する料金であると捉えるとしても、取引あるいは商品の所有に便益が発生したといえるか。応益原則を導入するとすれば、便益の発生事実に加えて便益を計測し数値化できなければならない。因みに間接税の原型は手数料と料金であった。手数料や料金のときには便益や特権との対応関係がそれなりにあった。しかし金額が増

えるにしたがって、手数料と料金との対応関係は薄れていったとされる⁴⁵。

物税タイプの直接税において支払能力は重要な要素である。このことから、能力基準は特別便益の存在をもって時折修正されるとというのがセリグマンの推測である。個々人の義務は独自の支払いに一致するであろう。私的クラブの同一金額の会費は国家の人頭税と負担の設計が同じである。私的クラブが能力を加味して相対的平等原則を用いるように、富の格差が重要になりつつあるとすれば、公共集団においても応能原則が重視されるようになり、支払い能力という基準の活用は享受する特別便益によって助長されるかもしれない。一方、能力は特別便益に影響を及ぼし、また特別便益は支払い能力に影響を及ぼすというように能力と特別便益との間には双方向の関係がある。応能原則を鑑みると、原理主義的な国家目標を遂行するために人税タイプの比例的直接税の賦課が極めて重要になる一方で、特別便益における応益原則は相対的に重要でなくなる⁴⁶。

セリグマンの「財政学の社会理論」は個人が集団の構成員になることと、充足する諸欲求とそのための諸活動の対応関係を踏まえ、私的集団と公共集団の違いを明確にし、集団の収入と集団の支出の関係を強調することで、公共集団と構成員との財政関係を読み解くことを可能とした。集団理論は公共集団を理解するために構築される。公共集団は政治体制に代表される集団であることから政治学と、充足の形態が経済財であることから経済学との双方のアプローチが必要であることを改めて確認した。集団理論を展開するうえで欲求と活動を結びつけ、集団と構成員との関係を相対化したことは、社会学に何か提供できるかもしれない。しかしセリグマンの願いはそれ以上に、財政学を新しく実りある学問とすることの起点となる理論的枠組みを構築することであった⁴⁷。

4. 社会科学としての財政学

われわれの「財政学の社会理論」の理解からマムフォードの評価の第二の根拠である経済的公正と国家の起源の関係、第五の理由である集合性、互惠性および共同体の重要性、さらに第六の理由である外国所得に対する課税について見直してみたい。まず経済的公正と国家の起源との関係であるが、セリグマンは共同欲求とそれを充足する集団を対応させていた。国家は原理主義、普遍性、強制性を特徴として公共欲求を充足する公共集団の頂点に位置する。しかし生命の保護が公共欲求である段階では国家は必要とされない。歴史的に王室や種族・部族でも生命の保護を担えた。このことから、逆に生命の保護は王室や種族・部族の起源を説明する。公共欲求は固定されず経済社会の発展に応じて進化する。所有権が確立し、経済活動が活発になり資本蓄積が進み、財産が形成される。経済がこの段階まで発展すると、生命に加えて財産の保護が公共欲求となる。セリグマンはこうした財産保護の必要性が生じたことで国家が形成されたとする。経済的公正が公共欲求となるのは財産保護と同じ時期か、共同福祉の保護の必要性が認められ、さらに経済社会が発展を遂げた段階となる。したがって、セリグマンは経済的公正と国家の起源に関す

る時期については言及するが、両者の関係自体に関しては考察を試みているわけではない。

次に集合性、互惠性および共同体の重要性についてであるが、セリグマンは欲求とそれを充足する活動と集団を連動させて理論化した。しかし、共同体 (community) について定義づけはなく、したがって共同体の性質や特徴についても何ら論考を進めていない。共同体は私的集団の背景として描かれているに過ぎない。マムフォードの取り上げ方はセリグマンの議論に必ずしも忠実ではなく、やや独断的かつ超越的というべきであろう。

最後に外国所得に対する課税についてであるが、「財政学の社会理論」を読む限り、セリグマンが外国所得への課税について論じていることを確認できなかった。

セリグマンにとって「財政学の社会理論」は社会学の新たな展開を大胆に企図した試みではない。あくまでも財政学の充実のための、財政学を社会科学の一分野として位置づけるための実験的試みである。公共欲求の変容が国家の役割を変えるのであれば、国家の役割の変化は財政関係を変えるのか。公共欲求の変容はどのような公共集団を必要とするのか、必要とされる公共集団による公共活動と準公共活動は変わるのか、それによって公共収入と準公共収入はどのように影響されるのかといった動態変化に関する問いへのアプローチを可能にすると思われる。

しかし、われわれが考察してきた限り、「財政学の社会理論」は社会理論としては未完といえる。集団を公共集団と私的集団に二分類したところで公共集団の財源問題に焦点をあてたまま、私的集団の財源問題には深く言及していないからである。確かに私的集団として企業を分析するのであれば、企業の財源問題は企業の経済学からのアプローチで十分かもしれない。とはいえ、私的集団は企業分析や市場分析に馴染むものばかりではない。企業以外の私的集団の財源問題については取り残されたままである。

結びに代えて

本稿はマムフォードの「セリグマンは驚嘆すべき財政社会学者である」という評価を契機に「セリグマンは財政学者ではないのか」という観点から「財政学の社会理論」を検討した。シュンペーターは共同体目的と私的目的が込み入った領域において、サービスを供給するのに不可欠な財源調達に困難となる果てに、租税国家が財政危機に陥る道筋を論究したのに対して、セリグマンの関心は国家の動態に加えて、国家の発展経路を背景として、仕切られた時間軸における欲求の充足とそれに必要な財源調達のあり方であった。

またシュンペーターの「共同の困難」は歴史的脈絡と社会的権力関係で生じるのに対して、セリグマンの社会理論では権力あるいは社会的権力関係に関する理論は用意されていない。そのためセリグマンの「財政学の社会理論」は奥が浅いという批判もなされうるであろう。しかしそうした批判はセリグマンの分析意図を無視していると言わなければならない。彼は社会を包摂する上位集団は変化することを前提とした。上位集団は国民国家であるとは限らない。異なる形態も将来出現するかもしれない。そうした可能性を踏まえると、国家観を形成する必要性に迫られな

かったのである。

セリグマンは財政学が隣接科学であることから経済学の一部であり、政治学と社会学の一部と見做されうることを認める。それゆえに必要とされる、他の学問領域にはみ出る部分を含めた財政学のあり方を追求することを通じ、財政分析の有効性を高めようとした。したがって財政社会学にセリグマンの名前が刻まれるとすれば、財政社会学を否定した彼にとって当に皮肉であり、セリグマンの研究手法の曲解がもたらしたものとなろう。

注

- 1 Mehrotra (2005a) (2005b).
- 2 大島 (2013) 第2章と第3章, 赤石 (2008).
- 3 Martin, Mehrotra, and Prasad (2009) pp. 2-5, pp. 11-14.
- 4 Letter from Seligman to Haig dated October 14, 1925.
- 5 Letter from Haig to Fisher dated October 1, 1938.
Letter from Fisher to Haig dated October 10, 1938, November 18, 1938, and October 1938. Letter from Fisher to Shoup dated October 20, 1938.
- 6 Letter from Fisher to Haig dated November 14, 1938 and December 17, 1938.
- 7 Fisher (1941) p. 173.
- 8 Letter from Shoup to Haig dated May 7, 1937.
- 9 Brownlee (2009) p. 249.
- 10 Letter from Shoup to Haig dated September 1, 1949. ブランリーはシャープからヘイグ宛の本書簡で「シャープ勧告をご高覧いただければ、ヘイグ先生の教えの影響を受けているところがやたらとあることがお分かりになるでしょう」という部分を抽出しつつも、帰国後ヴィックリーと共にヘイグとの会食会を持ちかけているところには触れていない点に示されるように、ヴィックリーの存在を重視していない。
- 11 Letter from Shoup to Haig and Vickrey dated June 11, 1948.
- 12 西野 (1983) pp. 286-287.
- 13 Mumford (2012) p. 282.
- 14 Ibid., p. 282, p. 298.
- 15 Seligman (1924) pp. 113-114. Mumford (2012) pp. 289-291.
- 16 Seligman (1924) p. 118.
- 17 Ibid., p. 121.
- 18 Mumford (2012) p. 285.
- 19 Seligman (1926) p. 4.
- 20 Mumford (2012) p. 287.
- 21 西野 (1983) p. 292.
- 22 Mumford (2012) p. 298.
- 23 Seligman (1919) p. 770.
- 24 Seligman's Draft of Statement dated Jan. 11, 1932.
- 25 Seligman (1926) p. 3.
- 26 Ibid., p. 4.
- 27 Ibid., pp. 6-8.
- 28 Ibid., p. 10.

- 29 Ibid., pp. 14-20.
- 30 Ibid., p. 19.
- 31 Ibid., pp. 23-25.
- 32 Ibid., p. 26.
- 33 Ibid., p. 28.
- 34 Ibid., pp. 30-31. セリグマンの論理では、国家が鉄道を購入し運営するならば、鉄道は公共欲求となるが、その鉄道を民間に戻すならば、私的共同欲求に転換する。
- 35 Ibid., pp. 31-32.
- 36 Ibid., p. 34.
- 37 セリグマンは共同体とは何か、また共同体と公共集団の関係について論じていない。公共集団として国家を想定すれば、共同体をすべて含み、その意味で部分的なところはなくなるが、公共集団として下位の政府、郡町村を想定すれば、ある共同体が複数の行政区域に分断することもあり、一村が共同体の一部しか含まないケースも出てくる。
- 38 Ibid., pp. 33-39.
- 39 セリグマンは租税の支払いに普遍主義、強制性、原理主義の関連を見出す。彼の論考は「現代の寛大な国家は少数の権利を認め受容する。しかしながら大多数の意見が巨砲を備えた戦艦の建設に賛成する際に、反対を表明する個人が租税支払いを拒否することは認容されない。大多数の共同利益を覆い隠すことは許されない」で明示される。
- 40 Ibid., pp. 32-45.
- 41 セリグマンは政府が新しい役割を担うことを決定するとすれば、民間企業と競争することになり、政府独占の要求に繋がるのは必至とみる。そして今日の国家機能の拡張は矛盾するが互恵性、便益の可分性、便益の計測可能性が認められる活動形態を主に取る。政府所有に賛成する議論は非互恵性、便益の不可分性と計測不可能性を考慮した財政原則を修正する可能性がある。Ibid., p. 47 を参照されたい。
- 42 Ibid., pp. 49-50.
- 43 Ibid., pp. 49-52.
- 44 Ibid., pp. 52-53.
- 45 Ibid., pp. 52-53.
- 46 Ibid., pp. 53-56.
- 47 Ibid., pp. 57-58.

参考文献

- Brownlee, W. Elliot, (2009), "The Shoup Mission to Japan: Two Political Economies Intersect," Issac William Martin, Ajay K. Mehrotra, and Monica Prasad (eds.), *The New Fiscal Sociology*, Cambridge University Press, pp. 237-255.
- Fisher, Irving, (1941), "Distribution Taxation: A Rejoinder," *The Columbia Law Review*, pp. 170-175.
- Key, V. O., (1940), "The Lack of a Budgetary Theory," *The American Political Science Review*, 34(6), pp. 1137-1144.
- Leroy, Marc, (2010), "Tocqueville Pioneer of Fiscal Sociology," *European Journal of Sociology*, 51(02), pp. 195-219.
- Martin, Issac William, Ajay K. Mehrotra, and Monica Prasad, (2009), "The Thunder of History: The Origins and Development of the New Fiscal Sociology," Issac William Martin, Ajay K. Mehrotra, and Monica Prasad (eds.), *The New Fiscal Sociology*, Cambridge University Press, pp. 1-27.
- Mehrotra, Ajay K., (2005a), "Envisioning the Modern American Fiscal State: Progressive-Era Economists and the Intellectual Foundations of the U.S. Income Tax," *UCLA Law Review*, 52.

- Mehrotra, Ajay K., (2005b), “Edwin R.A. Seligman and the Beginnings of the U.S. Income Tax,” *Tax Notes*, 109, pp. 933–950.
- Mumford, Ann, (2012), “ERA Seligman: The Surprising Fiscal Sociologist,” John Tiley (ed.), *Studies in the History of Tax Law*, Volume 5, Hart Publishing, pp. 281–299.
- Seligman, Edwin R. A., (1899), “Adam’s Science of Finance,” *Political Science Quarterly*, 14(1), pp. 128–140.
- Seligman, Edwin R. A., (1903), “On Some Neglected British Economists,” *The Economic Journal*, 13(51), pp. 335–363 and (52), pp. 511–535.
- Seligman, Edwin R. A., (1905), “Pending Problems in Public Finance,” *Political Science Quarterly*, 20(3), pp. 480–492.
- Seligman, Edwin R. A., (1912), “Recent Tax Reforms Abroad,” *Political Science Quarterly*, 27(3), pp. 454–469.
- Seligman, Edwin R. A., (1919), “The Cost of the War and How It Was Met,” *The American Economic Review*, 9(4), pp. 739–770.
- Seligman, Edwin R. A., (1923), “The Effects of Taxation,” *Political Science Quarterly*, 38(1), pp. 1–23.
- Seligman, Edwin R. A., (1924), “Comparative Tax Burdens in the Twentieth Century,” *Political Science Quarterly*, 39(1), pp. 106–146.
- Seligman, Edwin R. A., (1926), “The Social Theory of Fiscal Science”, *Political Science Quarterly*, 41(2), 41(3), New York: Academy of Political Science.
- Seligman, Edwin R. A., (1933), “The Fiscal Outlook and the Coordination of Public Revenues,” *Political Science Quarterly*, 48(1), pp. 1–22.
- Silva, Edward and Sheila Slaughter, (1980), “Prometheus Bound: The Limits of Social Science Professionalization in the Progressive Period,” *Theory and Society*, 9, pp. 781–819.
- 赤石孝次 (2008) 「財政社会学の課題と発展可能性」『エコノミア』第59巻第2号, pp. 5–34.
- 大島通義 (2013) 『予算国家の〈危機〉』岩波書店.
- 西野萬理 (1983) 「エドウィン・セリグマン：古典派的・限界理論的な租税帰着分析の手法を確立」大川政三・小林威編著『財政学を築いた人々—資本主義の歩みと財政・租税思想』ぎょうせい.